

錦津小学校いじめ防止基本方針（抜粋） 令和6年9月1日改正

はじめに

ここに定める「錦津小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

（2）基本認識

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・「暴力を伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」

（3）学校としての構え

- ・児童の安全・安心を最優先
- ・教職員の組織的な指導体制
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」を児童に徹底
- ・児童を大切にする教職員の意識や態度の醸成
- ・児童の生命、心身の安全を最優先
- ・継続した指導と保護者との連携
- ・基本方針を年度初めに、児童・保護者・地域に説明

2 いじめの未然防止のための取組

（1）魅力ある学級・学校づくり

- ・分かる・できる授業の推進
- ・規範意識・主体性・自治力等を育成する指導

（2）生命や人権を大切にす指導

- ・豊かな心の育成

（3）全ての教育活動を通した指導

- ・自己肯定感・自己有用感を育む
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己の可能性の開発援助

（4）ネットいじめに対する対策の推進

- ・教職員と保護者の間で共通理解
- ・低学年からの情報モラル教育の指導の充実
- ・児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会の充実

3 いじめの早期発見・早期対応

- （1）的確な情報収集、校内連携体制の充実
- （2）教育相談の充実
- （3）教職員の研修の充実
- （4）保護者との連携
- （5）関係機関等との連携

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法：第22条）

- ① 名称：いじめ未然防止・対策委員会
- ② 構成：学校職員、学校運営協議会委員、町教育振興指導員、スクールカウンセラー等
- ③ 運営：5月・2月に実施

5 令和6年度 主な取組計画

- ・教育相談・学期振り返りアンケート（年6回）
- ・教育相談月間（6月、11月）
- ・児童会「ぼかぼか言葉」の取組（年3回）
- ・情報モラル教育（年3回）
- ・ひびきあい週間・ひびきあい集会（12月）
- ・職員研修等

6 いじめ問題発生時の対応

□いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握
（複数の教員で保護者の協力を得て）
- ④ いじめを受けた側の子どものケア
- ⑤ いじめた側の児童への指導
- ⑥ 経過の見守りと継続的な支援
- ⑦ 保護者への報告と協力依頼
- ⑧ 関係機関との連携
（教育委員会・警察・子相等の連携）

7 いじめ重大事態への対処（調査・措置）

- ・教育委員会への報告
- ・教育委員会の指導の下での調査
- ・調査報告と該当保護者に情報提供
- ・生命に被害が及ぶ恐れは警察へ
- ・申立てがあった場合は、重大事態が発生したものと報告・調査

8 いじめの解消と当事者へのケア（見守り）

□いじめに係わる行為が止んでいると判断されても、再発を防ぐために継続的な指導・見守りを行う。

9 学校評価における留意事項

□次の2点を加味して評価する。

- ・いじめの早期発見の取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

10 個人情報の取扱い

□いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、適切に管理する。